

平成25年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成25年 3月 5日

閉 会 平成25年 3月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月5日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次 長	遠 田 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番	久 慈 修 一 君
2 番	藤 田 修 一 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 青森地域広域消防事務組合議会議員の選挙

第 5 施政方針・行政報告

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 1 号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

議案第 2 号 蓬田村議員定数条例の一部を改正する条例案

議案第 3 号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

議案第 4 号 蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案

議案第 5 号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第 6 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の制定について

議案第 7 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

議案第 8 号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

議案第 9 号 蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 議案第10号 蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第11号 蓬田村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 議案第12号 蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 議案第13号 蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造の基準に関する条例の制定について
- 議案第14号 蓬田村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第15号 蓬田村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
- 議案第16号 蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 議案第17号 第二次蓬田村国土利用計画策定の件
- 議案第18号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第19号 蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更について
- 議案第20号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案
- 議案第21号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第22号 平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第23号 平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）案
- 議案第24号 平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第25号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案
- 議案第26号 平成25年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第27号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第28号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

- 議案第29号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第30号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 議案第31号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 議案第32号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第33号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第34号 蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第7 議案第1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第2号 蓬田村議員定数条例の一部を改正する条例案
- 第9 議案第3号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第4号 蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第5号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第6号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の制定について
- 第13 議案第7号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について
- 第14 議案第8号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
- 第15 議案第9号 蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第16 議案第10号 蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第17 議案第11号 蓬田村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 第18 議案第12号 蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について
- 第19 議案第13号 蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造の基準に関する条例の制定について
- 第20 議案第14号 蓬田村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
- 第21 議案第15号 蓬田村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定に

ついて

- 第 2 2 議案第 1 6 号 蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 1 7 号 第二次蓬田村国土利用計画策定の件
- 第 2 4 議案第 1 8 号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 2 5 議案第 1 9 号 蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第 1 5 条に規定する
市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更について
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度蓬田村一般会計予算案
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 3 3 請願第 1 号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願書

午前9時42分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成25年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により1番久慈修一君、2番藤田修一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月8日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月8日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 青森地域広域消防事務組合議会議員の選挙

○議長（木村 修君） 日程第4、青森地域広域消防事務組合議会議員の選挙を議題とい

たします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名することに決定しました。

青森地域広域消防事務組合議会議員に久慈省悟君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名しました久慈省悟君を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 修君) ご異議なしと認めます。よって、久慈省悟君が青森地域広域消防事務組合議会議員に当選されました。

日程第5 施政方針・行政報告

○議長(木村 修君) 日程第5、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長(古川正隆君) おはようございます。

それでは、平成25年度当初予算編成に当たり、所信の一端を述べさせていただきます。

民主党から自民党に政権が変わり、政策も変化しつつあります。

まず、第1に、アベノミクスという政策を発表いたしました。これは長年続いてきたデフレ政策からインフレ政策へと方向を転換することとあります。私たち市町村にとっては、村の活性化に起爆剤になることを大いに期待しているわけであります。

しかし、これは平成24年度の補正であり、繰り越し事業になることは明らかであります。この事業の申請に各課とも一生懸命に取り組んでいるものの、余りにも急で対応がし切れない状況になっております。また、国、県とも具体性に欠けており、どんな事業

が我が村に該当するのか、今のところはっきりしておりません。今後の課題でもあります。

T P P 交渉参加に向けて関係国との協議に入る計画が進んでおります。国内ではさまざまな議論が生じています。また、F T A 交渉は既に開始しております。経済は一層グローバル化してとどまるところを知りません。

そこで、私たちの生活に影響が出てくることは明確であります。県、市町村、農林水産業団体、その他の団体の多くが反対を表明しております。これに対応するために、政府は政策を打ち出してきました。今までの戸別所得補償制度は、経営所得安定対策に名称を変更して継続させていくとのことでありました。

しかし、内容は今までのような安易な考えで進めていくと、交付は対象にならないこともあるということであります。集落共同体による管理活動や特別な農業生産活動、集落連携促進加算を新設して、地域活性化を担う人材確保などの事業を打ち出してまいりました。若者の雇用の確保のためにも推進していかなければならない事業だと思っております。また、第6次産業化についても、つくる、加工販売等を一体化して、村の活性化を図り、若者の雇用確保を図っていかなければなりません。

循環型エネルギー対策は、現在進めております。円安による石油の高騰で役場はもちろん小中学校、その他公共施設の燃料費が莫大に高くなっているのが現状であります。電気料については15%の高騰が予想されております。循環型エネルギー、村ではもみ殻のペレット化を研究しており、実用化したいものだと思っております。現在、鋭意調査研究しており、できれば平成25年度にそのめどをつけたいと思っておる次第でございます。これによりもみ殻の処理に困っていた農家の救済もできることになり、一石二鳥といったところであります。

村営住宅の建設は、おかげさまでスムーズに進んでおります。入居者も既に満杯で待機者がおり、新年度の建設が待たれるところであります。宮本団地の改修工事も着々進んでおり、新年度は2棟改修する予定であります。

医療・福祉の対策は、高齢化が一段と進む中で、非常に大事な事業であります。年をとることは誰もが皆同じであり、安心して暮らせるような環境をつくるのが目的であります。既に実施しているゼロ歳から15歳までの医療費の無料化、また村のがん検診は40歳から既に無料化しております。また、頸がんの無料化など既に実施しているものの、高齢化時代に向けた医療・福祉対策は、ますます重要になってきてまいります。一歩一

歩着実に推進してまいりたいと思います。

教育は、将来に村づくりに一番大事な事業であります。乳幼児・児童の育児・教育から始まり、小学校、中学校、30人以下の小規模学級のよいところを引き出して、充実した教育環境をつくってまいります。

一段と国際化してくる今日、今年で3年目を迎えますが、中学3年生の全生徒を海外で学ばせることは、教育立村を掲げている我が村としては非常に有意義な事業であります。今後とも続けていきたいと思っております。国内外に大きく羽ばたく人間に育てただければと思う次第であります。

そのほか多くの事業を展開してまいります。議会と十分協議しながら、村民の幸せのために邁進してまいりたいと思っております。よろしくご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、所信の一端とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、12月定例会以降の主なる行政報告を簡単にさせていただきます。

1月16日、蓬田村商工会新年会に出席をいたしました。

2月3日、蓬田村消防団恒例の初午祭を挙行いたしました。

2月4日、蓬田村日赤社資増収会議の開催をいたしました。

2月6日、商工会青色申告会に出席をいたしました。

2月7日、外ヶ浜地区防犯被害者支援ネットワークの総会に出席をいたしました。

2月13日、蓬田村豪雪対策本部対策協議会を設置いたしました。

2月14日、蓬田村表彰式を挙行いたしました。

2月17日、蓬田村ふれあい芸能発表会が開催され、今別町の皆さんもたくさん出席をしていただき、大盛会で終了いたしましたところでございます。

2月22日、青森県町村会定例会総会が開催されまして、ここでもT P Pの参加については反対を表明されたところでございます。

2月27日、亀岡政務官、木村首相秘書官が来青し、青森県豪雪対策の陳情を私たちから、町村長から受けたところであります。

以上、主なる行政報告といたします。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案34

件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、平成25年蓬田村議会第1回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案34件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第1号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案、議案第3号蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案の2件につきましては、蓬田村老人保健事業の終了に伴い、関係条例の整備を図るため提案するものであります。

議案第2号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案は、青森地域広域消防事務組合への派遣職員の増員に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第4号蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案は、障害者自立支援法の改正に伴い、法律名の変更等があることから、条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第5号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案から、議案第8号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてまでと、議案第10号蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてから、議案第16号蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてまでの11件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法、第2次一括法が施行されたことに伴い、これまで国が定めていた基準等を地方公共団体の条例で定めることが必要となったため提案するものであります。

議案第9号蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるため提案するものであります。

議案第17号第二次蓬田村国土利用計画策定の件は、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づき、蓬田村における国土の利用計画を定めるため提案するものであります。

議案第18号蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更については、蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更に伴い、計画書の整備を図るため提案するものであります。

議案第19号蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更については、障害者自立支援法の改正に伴い、法律名の変更があること及び青森市と蓬田村で規約内容の相違があることから規約を変更する必要が生じたため提案するものであります。

議案第20号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）案についてご説明いたします。

歳入の主なるものは、地方交付税 2 億6,745万9,000円、財産収入676万2,000円などを増額し、繰入金 1 億120万円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費 2 億6,656万2,000円、農林水産業費299万9,000円などを増額し、土木費 1 億2,522万4,000円などを減額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに 1 億4,917万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ25億7,314万3,000円となるわけであります。

議案第21号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入では繰入金21万8,000円を増額し、歳出では、総務費21万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに21万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3,036万1,000円となるわけであります。

議案第22号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では繰入金13万2,000円を増額し、歳出では、総務費13万2,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出とも13万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,708万円となるわけであります。

議案第23号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）案につきましては、歳入では繰入金15万3,000円を増額しており、歳出では、総務費15万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに15万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億718万3,000円となるわけであります。

議案第24号平成24年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入の主なるものとして国庫支出金344万1,000円、支払基金交付金386万4,000円などを

増額しており、歳出では総務費12万3,000円、保険給付費1,288万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに1,300万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億839万8,000円となるわけであります。

議案第25号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では繰入金6万8,000円を増額し、歳出では総務費6万8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに6万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,827万7,000円となるわけであります。

議案第26号平成25年度蓬田村一般会計予算案をご説明いたします。

予算総額は20億1,280万6,000円となり、前年度当初比較では11.3%の減額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億1,451万9,000円、地方譲与税3,229万2,000円、地方交付税10億9,000万円、国庫支出金2億627万4,000円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費5,928万円、歳出全体に対する構成比は2.9%となっております。

総務費3億2,995万円、歳出全体に対する構成比は16.4%となっております。主なるものは、小館住宅解体工事費462万円などを計上しております。

民生費4億6,791万3,000円、歳出全体に対する構成比は23.3%となっております。主なるものは、自立支援給付費5,911万6,000円、扶助費（児童手当分）4,271万円など、社会福祉、老人福祉、児童福祉関係の経費とともに、国保、後期高齢者医療並びに介護保険特別会計への繰出金を計上しております。

衛生費2億1,743万3,000円、歳出全体に対する構成比は10.8%となっております。主なるものは、ごみ収集運搬・ごみ焼却等の委託料1,992万円であります。青森地域広域事務組合負担金7,075万6,000円、その他予防費、母子衛生費、健康増進事業費等を計上いたしております。

農林水産業費1億4,668万2,000円、歳出全体に対する構成比は7.3%となっております。主なるものは、蓬田地区基盤整備事業工事費を含む農業費1億3,777万3,000円、林業費194万4,000円、水産業費696万5,000円などを計上し、産業基盤の整備を推進するものであります。

商工費422万8,000円、歳出全体における構成比は0.2%となっております。内容は、

商工業の振興と観光振興に関する経費を計上いたしております。

土木費 2 億9,114万6,000円、歳出全体における構成比は14.5%となっております。主なるものは、道路橋りょう費として住民の生活路線である村道の維持・補修、除排雪費等の経費など8,378万8,000円、住宅費として公営住宅建設工事費、公営住宅建設工事管理委託料、宮本団地改修工事費などを合わせて 2 億53万6,000円を計上しております。

消防費8,254万円、歳出全体における構成比は4.1%であります。主なるものは、青森地域広域消防事務組合分担金6,396万円、その他消防団や防災に関する経費を計上しております。

教育費 1 億6,169万2,000円、歳出全体における構成比は8.0%となっております。主なるものとして、教育総務費では英語指導助手関係費を含む6,960万1,000円、小学校費1,970万5,000円、中学校費2,098万5,000円などを計上いたしております。

公債費 2 億4,988万4,000円、歳出全体における構成比は12.4%。予備費205万2,000円、歳出全体における構成比は0.1%。

平成25年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財政の中で本村行政の果たすべき施策を選択しながら、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。

平成25年度も引き続き公営住宅の新設等を進めていきつつも、全庁一丸となり各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費についてはできる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努力してまいりたいと思っております。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議をいただくようお願い申し上げます。

議案第27号、平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案ですが、予算総額は2,922万4,000円となり、前年度比較では3.8%の増額となります。歳入では、給食費負担金1,123万円、一般会計からの繰入金が1,797万4,000円が主なるものであります。歳出では、総務費1,799万4,000円、給食費1,123万円となっております。

議案第28号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案ですが、予算総額は4億6,951万4,000円となり、前年度比較では3.1%の増額となっております。歳入の主なるものは、国民健康保険税9,276万8,000円、国庫支出金 1 億5,369万1,000円などでありま。歳出の主なるものは、保険給付費 3 億1,214万円、後期高齢者支援金等5,053万

9,000円などとなっております。

議案第29号、平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案ですが、予算総額は1億262万3,000円となります。前年度比較では3.7%の減額となっております。歳入の主なるものは、使用料及び手数料5,150万4,000円、繰入金5,110万8,000円であります。歳出については総務費1億262万3,000円となっております。主なる内容は、維持経費と起債の償還金及び利子であります。

議案第30号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算案ですが、予算総額は3億8,280万7,000円となり、前年度比較では0.8%の増額となっております。歳入の主なるものは、保険料6,674万7,000円、国庫支出金9,773万円、払基金交付金1億829万2,000円などあります。歳出の主なるものは、総務費1,839万6,000円、保険給付費3億5,638万8,000円などとなっております。

議案第31号、平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案、予算総額は1,987万9,000円となり、前年度比較では17.9%の減額となっております。歳入の主なるものは宅地造成地売払収入1,966万1,000円などあります。歳出については、一般会計への繰入金1,769万6,000円、その他分譲地の販売促進対策の経費を計上しております。

議案第32号、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案ですが、予算総額は8,784万円となり、前年度比較では0.1%の減額となっております。歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料1,603万8,000円、繰入金7,164万6,000円などあります。歳出の主なるものは、総務費1,156万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7,621万1,000円などあります。

議案第33号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

議案第34号、蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては私及び関係課長等からそれぞれご説明をいたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第7 議案第1号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第1号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第1号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村課設置条例の一部を次のように改正するものとする。

改正内容は次のページからです。

内容は、老人保健事業の終了に伴い、条例の整備を図るものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第2号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第2号蓬田村職員定数条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員定数条例の一部を次のように改正するものとする。

改正内容は次のページからです。

これは青森地域広域消防事務組合への派遣職員の増員がありますので、そのための提案でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番久慈修一君。

○1 番（久慈修一君） この定員が2名ふえるということは、蓬田村では例えば何名というふうに枠を設けているということなのですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） これは平成22年度から広域消防への職員は村で採用することになりました。でありますから、それ以前に村の部分として採用されている分、それは広域消防事務組合から直接、そちらのほうからの直接の採用でございましたので、その分がなくなった分を、例えば今の4月からは2人退職されましたので、その分の2人を新規に採用すると。その分が村の分の採用という形になりますので、このような形になるものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 1 番久慈修一君。質問される場合は起立してお願いします。

○1 番（久慈修一君） そうすると、例えば蓬田村は何名とか、外ヶ浜は何名とかという、そういう区割り、これは、私が聞くのは、今別町と外ヶ浜町の問題があって、いろいろその職員の負担金と職員のことと問題があって、新聞紙上をにぎわせたわけですけども、私どものほうもそういった問題が発生しないためには、その構成職員の人数というのがはっきりしていないと、何かこれから問題がまた発生しそうな気がするのですけれども、その辺はもう明確になっているものなのですか。お願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 派遣しています。というのは、皆さんご存じのとおり、蓬田からも採用されている人は誰々ということですからわかると思いますので、その分の数でございいます。ただいまは、今蓬田の分何名というのは私も捉えていませんので、失礼します。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑。4 番坂本 豊君。

○4 番（坂本 豊君） そうすれば、今の職員の定数が現在79人ですけども、これは2人ふえるとなって81人にふやすということになりますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） そういうことでございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第3号蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第3号蓬田村特別会計設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別会計設置条例の一部を次のように改正するものとする。

改正内容は次のページでございます。

これは、老人保健事業の終了に伴い、特別会計設置条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 前に後期高齢者医療制度の廃止を掲げて、前の政権の民主党が選挙で大勝したわけですが、もういつの間にかこの公約がほごにされてなくなってしまったわけですね。私どもは高齢者をいじめるということで、後期高齢者医療制度を廃止を求めてきたわけですが、それが必ず今度は医療のほうが廃止されるということは、やはり

時代に逆行しているということで、賛成できないわけであります。反対です。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第4号蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第4号蓬田村障害者自立支援条例の一部を改正する条例案。

蓬田村障害者自立支援条例の一部を次のように改正するものとする。

障害者自立支援法の改正に伴いまして、第1条から第3条までが次のページのように改正になるということであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 2ページなのですが、第2条の第1項に、次のように改めるといふふうにあります。が、（3）番目の相談支援事業、間違い、これは追加になった分は、（4）（5）（6）といろいろあるわけですが、成年後見制度利用支援事業とか、（5）のこういう事業というのは、具体的に村がこの条例を改正してやる予定があるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今、坂本議員に質問されたことなのですけれども、新たに今言われたとおり、2条の（4）（5）（6）（8）が追加となりました。よって、

これらの事業はやることになります。

以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） それは今回の予算等に反映されているものなのでしょうか。もう1つつけ加えれば、（1）と（2）も追加事業になっているはずですが、こういうものも含めて、具体的には予算化はしておるのかどうか。最後にお聞きします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） （1）と（2）も新しく追加になっていました。これらのものは今回の予算に組み込まれております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第5号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第5号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案。

蓬田村村営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

次のページをお開き願います。

第10条の2第1項中「令第8条第1項」を「第4条第2項及び第3項」に改めるとい

うものでございます。

これは第4条第2項及び第3項、この部分は村条例のところでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第6号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 議案第6号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例の制定について。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設に係る入所定員数等に関する条例を次のように定める。

提案理由といたしましてまとめます。

介護保険法の一部改正に伴いまして、これまで国が定めていた基準などを地方公共団体に定めることになって提案するものです。

主な内容としては、入所定員、それから申請者の有無に関するものです。法人格の有無に関することです。

以上です。

詳しい内容は次のページをごらんください。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第7号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 議案第7号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を次のように定める。

6号と同じく、国が定めた基準などを地方公共団体で定めることになり、提案するものです。これも介護保険法の一部改正に伴うものであります。

なお、詳細については次からのページのとおりです。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今の議案第7号ですけれども、議案6号とともに、国で定めていたものが、これからはじゃあ地方公共団体にそういう条例に盛り込んだ内容で、地方公共団体に一任するという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） これまでの条例ですと、国がほとんど定めていたものを、村でその条例の内容で運営していたものなのですが、今回は先ほど村長さんが言われましたように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革ということで、特にこの7号もそうなのですけれども、この内容については、従業者の員数とか、あと事業の設備及び運営に関する基準ということで、国からのこれは従うべき基準というものがあるので、これは曲げられない内容ということで、新たに蓬田村でも制定しなければならないという理由からです。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 先ほどちょっと立ちくらみしたところですが、申しわけありません。ごめんなさい。済みませんでした。

今、久慈省悟議員が聞いたのは、この施設を建てる権限はどこが持っているのかということを知りたいと思います。施設を認可する権限はどこにあるのか。それで、蓬田村にその分、権限移譲されて、この条例、次の議案第8号もそうなのですけれども、これが出てきているのかということを知りたいと思います。お願いします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） お答えします。

この条例に関しては、国が国でこれを改正するために、第1次、それから第2次というふうに一括法がだんだんと制定されて、最終的にこのように決まったのですけれども、この決まった中で、蓬田村でも合わないものと合うものがあります。ただ、近隣の市町村との、何と申しましょうか、連携みたいな、グループホームに入所する際に、合わない部分があってはいけないということで、まずはこの基本的な、国が定めることになりましたこの条例を全部取り入れました。それで、蓬田村独自のものがあるのであれば、それは抜いたり足したりもできるのですが、今のところ、これを急遽定めなければならないことになりましたので、ある程度基本のものを全部今掲げたということでございます。

詳しい内容については、またこれから事情が変わったり、また近隣の市町村とのバランスもありますので、変えていくこともあると思います。今は基準そのものです。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今聞きましたのは、この今までですと青森県の審査の決定、厚生労働省が設立の許可を出しているのか、その辺ちょっとわかりません。その施設、サービス事業をやるに当たっての、その認可の権限はどこにあるのか。蓬田村に移ったのかということをお聞きしたいのですが。蓬田村が認可をする、申請を受けて認可をすればそれでいいということになるのかどうかということをお聞きしたいのです。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） その認可するに当たって、蓬田でできる場合と、またその近隣に例えば住所が変わっていくようになったという場合のそういうときに、蓬田ではあったのに隣がないとか、隣があったのに蓬田ではどうかという、そういうバランスがまだ、これはきちんと精査されていないので、そういう県からの指摘を受けながらやったのですけれども、これは今法律を条例化しなければならないということが先決で、4月からないことにおいて困る場合もあるので、これを制定したわけです。権限はわかりません。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

住民課長、答弁。

○住民課長（山谷美代子君） それでは、先ほどの質問にお答えします。

18年度から指定ということになっております。そして、人数的なもの、これは29人は村でできますけれども、それ以上になるとできないということです。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

○議長(木村 修君) 日程第14、議案第8号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長(山谷美代子君) それでは、議案第8号蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例。

蓬田村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を次のように定める。

これは同じく、介護保険法の一部改正に伴い、これまで国が定めていた基準を地方公共団体で定めることになって、提案するものです。

主なところだと、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者、これの員数並びに事業の設備及び運営に関する基準について制定するものです。詳細は次のページ以降のとおりでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この議案第8号もそうですけれども、前の7号もそうなのですが、条例の名前が長過ぎます。これは国が、独自のもの、独自の短い名前を条例につけるといことは禁止されているわけですか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 禁止ではないのですけれども、基本的なものとして、先ほど申したように書いております。この中から切ったり足したりする部分も出てくると思うのですけれども、今は基準どおりに制定する予定でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 文字見ないと言えないわけですよ。暗記できない名前をつけるよりも、国から何もこれと同じ名前をつけろという指示が来ていないのであれば、村で独自に工夫した短い名前をつけて、その条例の説明書きを下に書いておけばいいのではないのですか。そういう指導というのは国からどういうふうに来ているのでしょうか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） これに関しましては、県のほうにもいろいろ指導は仰いだのですけれども、県のほうでもまだ定まらないような状態なので、とにかく市町村では早くつくりなさいと。それで、期間もないことにおいて、これをつくらないと事務的にも進まないのです、ここからまた、先ほど言いましたように、6月議会などにおいてまたすぐ変更による提案をすることもあると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） そういうことを聞いているのではなくて、早く制定したくて出しているのはわかるのだけれども、私が聞いているのは、名前が長過ぎるから短い名前で蓬田村が独自につけることはできないのかという単純な質問なのですけれども。できなければできない、その理由とかを言ってもらえばいいのですが。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案のタイトル、条例のタイトルを短くできないかということでございますが、全国的には、例えば蓬田と外ヶ浜とか、例えば鹿児島はどこかと比べた場合、どの条例がどういうふうになっているかと、すぐ調べると、例えばインター

ネットとかを使って調べる場合、同じ条例を探す場合、各市町村が独自の名前出付けていれば、どれがどれだかわからなくなると。例えば多分、基本的な話だと思います。それで、国で示しているものと思われませんが、この場合では、それができるかできないかについてはわからないので、県とかに聞きながら、できるのであれば短くして、そのときはまた、できるのであれば、可能であるのであれば短くして、また条例のタイトルを改正ということでまた提案させていただきます。それでどうでしょうか。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 済みません、4回になってしまいましたけれども、今課長が答弁したように、インターネット等で名前を、同じ条例の名前を検索する上では必要かもわからないけれども、今検索のほうでは、そういう同じ名前にというか、出てくるわけですが、蓬田が名前を変えたとしても、その内容の部分を打ち込めば、同じような条例名が出てくるわけですね。

○議長（木村 修君） ただいまの質問、答弁なしでお願いします。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第15、議案第9号蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第9号蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

蓬田村新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

これは新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法律26条の規定に基づいて、対策本部の条例が定めるものであります。

詳しくは別紙のとおりであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第10号 蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第16、議案第10号蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第10号蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について。

蓬田村村道の構造の技術的基準に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第1条から第44条まで整備されております。これは、政令で定める基準を参酌すべき基準として条例で定めるよう規定されたため提案するものでございます。

ご参照願います。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） それでは、これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 蓬田村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例
の制定について

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第11号蓬田村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第11号蓬田村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について。

蓬田村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第1条、第2条で整備されております。これは内閣府で国土交通省令の規定を参酌すべき基準として、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとされたため提案するものでございます。ご参照願います。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） これによって、例えば村道に案内板とかをつけることは村ができるということになりますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） はい、これは村でやります。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 道路に標識の、これは何ていうのですか、条例だと思えるのですけれども、私のこの蓬田、青森県の蓬田というところは、皆さんご存じのように雪国ですから、冬になればさまざま除雪・排雪等で、道路には大型機械が通るわけですけれども、そういったときに道路標識とか、そういうさまざまなものが、非常に障害物になっているということがございます。それで、ここのそういう地域においては、この条例でそういうものを移動したり、邪魔にならない部分に移動するということは可能なのでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 現在ある標識の移動については、まだ私のほうとしても確認してございません。早速議員のおっしゃったご質問がありましたので、対処していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号 蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第18、議案第12号蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定についてを議題

といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（柿崎真人君） 議案第12号蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について。

蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第11条から第14条まで整備されております。これにも新省令を参酌すべき基準として条例を定め、その基準に適合させなきゃならないこととされたため制定するものでございます。ご参照願います。

以上です。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

- 議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造の基準に関する条例の制定について

- 議長（木村 修君） 日程第19、議案第13号蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第13号蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造の基準に関する条例の制定について。

蓬田村における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な村道の構造の基準に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第1条から第34条まで整備されております。これも新省令を参酌すべき基準として条例を定め、その基準に適合させなきゃならないこととされたため制定するものでございます。1ページからご参照願います。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第14号 蓬田村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第20、議案第14号蓬田村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第14号蓬田村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について。

蓬田村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第1条から第66条まで整備されております。これも政令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定めることとされたため制定するものでございます。以下、ご参照願います。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第15号 蓬田村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する
条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第21、議案第15号蓬田村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第15号蓬田村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について。

蓬田村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第1条から第16条まで整備されております。これは整備基準を条例委任するため制定するものでございます。ご参照願います。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） お伺いたします。

私は一般質問で、このたび蓬田村営住宅、新村営住宅、公営住宅のことですけれども、これに関する一般質問の準備がございます。それで、あえて今ここでそのためにちょっとお伺いたしますけれども、この条例が定められた後には、例えば昨年度、一昨年度と2年連続で公営住宅の建設が行われましたが、今になってみれば、ここら辺はちょっとおかしいのではないかというふぐあい箇所みたいな、これでいいのかなという部分が出てきております。そうした場合、これが定めることによって直すのにまた条例を改正しなければならぬとか、そういう問題は生じることになりますか。そのところをちょっとだけお答え願います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） この整備基準というのは、公営住宅を建てるために、例えば何平米以上から何平米以下とか、あるいはこういう場所に建てなければならないとか、環境がよいところだとか、そういうのを指定しているのが、この公営住宅の基準なのですけれども、これを、この基準を参酌して条例で今回定めたわけですけれども、今の議員おっしゃるように、そこまではこの部分では影響しないと思います。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 第8条の3のところに、「住宅の床及び外壁の開口部」云々とあって、「遮音性能の確保を適切に図るためのものとして」とあるわけですね。今現在、宮本団地に入っている住民から、隣のドアを閉める音とかががが聞こえてきて、うるさくて寝られないという苦情が来ているので、そういうものはこの条例によって解消されるというふうな何か、現在の設計を変える必要があるというふうになるわけですね。そういうことについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今議員がおっしゃったように、その音ですか、うるさいというような音でありますけれども、当初は余りそういうものがないようにということで設計をして進めてきました。今後、各住宅の入居の皆さんからやはりそういうふうな音が妨害になるようでしたら特に調査をいたしまして、再度検討させていただきたいと思っております。よろしく願います。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 前回の定例会の私は一般質問だからちょっと忘れちゃいましたが、住宅に関してやはりそのコミュニティーなりそういったものをつくるべきだというのは、住宅をつくってそこに例えば30戸なり50戸なりができてきますと、完成するまでにいろんなトラブルや、今の騒音問題やら、利用している人たちの問題が必ず出てくるんじゃないかと思うのです。

今回、一般質問、さきに私も意見を見ましたけれども、雪問題に関してはかなり深刻な問題だというのはあります。やはり今答弁あったように、話を聞いてということは、代表者も置かないということで答弁をいただいたので、それはそれで仕方がないのですけれども、やはり入っている人たちの住環境というものをもう少し、つくったからいいんじゃないかと、アフターサービスのようなことをやはり考えていただきたいものだと、私はそういうふうに思います。これは別に答弁は要りませんが、今後そういう入っている人たちの立場に立って物事を考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑ないようですから、質疑をこれで終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第16号 蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第22、議案第16号蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議案第16号蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について。

蓬田村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を次のように定める。

次のページをお開き願います。

第1条から第4条まで整備されております。これも政令で定める資格を参酌して条例で定めることとされたため制定するものでございます。ご参照願います。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第17号 第二次蓬田村国土利用計画策定の件

○議長（木村 修君） 日程第23、議案第17号第二次蓬田村国土利用計画策定の件を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第17号第二次蓬田村国土利用計画策定の件。

第二次蓬田村国土利用計画を別紙のとおり策定したいので、国土利用計画法第8条第3項の規定により議会の議決を求めます。

これは、青森県国土利用計画を基本としまして、第3次蓬田村総合計画及び現在の状況に即して定めるものでございます。

内容は第1次計画とは大きく変わっていません。詳細については省略させていただきます。

ます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 国土利用計画ということで出していただいたのですけれども、これは人員もメンバー、審議会かなんかのメンバーで入って審議されたものですか。その辺をお答えいただきたいのですが。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（濱田 亮君） これは審議会を開催いたしております。去年の4月29でございます。そのメンバーには議会のほうから2人入っております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑。1番久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私の個人的な話では、初めて国土利用計画をつくりますということで、見たのですけれども、国土利用計画、ある意味は形式的なものと考えれば、それほど深刻に考える必要はないということは、これは私も感じています。でも、やはり村で議決を得るだけの計画ということの重要性を考えると、やはり事前にこの中身というのですか、もう少し例えばこういう事業を想定してやっていますとか、そういったことで県との協議が終わった段階で、その分をやはり説明していただくのが正しいんじゃないかというふうに思うのですが、これを出されて私たち、何を根拠にしてこれを、計画を、総合計画に基づいていますよとは言うものの、土地の面積の移動とか、そういうものが入っていますので、やはりこういう事業を想定しますぐらいはやはり説明していただくのが筋ではないかという言い方は悪いけれども、だと思ってしまうのですが、どうお考えですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 次からはできるだけそのようにしたいと思います。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（木村 修君） 日程第24、議案第18号蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第18号蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について。

蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めます。

この変更でございます。農業振興、それからペレットボイラー導入及び学校施設整備等に係るものを見込んだ地方計画を追加するため提案するものでございます。詳細は省略させていただきます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号 蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更について

○議長(木村 修君) 日程第25、議案第19号蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(佐井邦彦君) 議案第19号蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約の変更について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、蓬田村と青森市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

これは、法律の改正に伴い、題名と第1条と第7条の見出しが別紙のとおり変更になるというものであります。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第26 議案第26号 平成25年度蓬田村一般会計予算案

日程第27 議案第27号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第28 議案第28号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第29 議案第29号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第30 議案第30号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第31 議案第31号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第32 議案第32号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第26、議案第26号平成25年度蓬田村一般会計予算（案）から、日程第32、議案第32号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算（案）までの7案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第32号までの平成25年度各会計予算7案については議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

日程第33 請願第1号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願書

○議長（木村 修君） 日程第33、請願第1号治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会の

付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

○議長(木村 修君) 起立少数です。よって、請願第1号は不採択することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時57分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員